

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 3

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 4

◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 5

北九州市告示第 265 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 20 日

北九州市長 武内和久

地域密着型通所介護

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|----------------|----------------|---------------------------------|------------------------|-------------------------|
| 40752 00404 | かがやきデイ サービス | 福岡県遠賀郡遠 賀町大字鬼津 1 079 番地 8 | 有限会社かが やきケアサー ビス | 令和 4 年 11 月 3 0 日 |

北九州市告示第 266 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 20 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 変更前後の別 | 区域変更の区間 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|------|----------------|--------|--|-------------------|--------|
| 655 | 楠橋南 楠橋上方1号線 | 前 | 八幡西区楠橋上方一丁目1 394番2から 八幡西区楠橋上方一丁目1 388番1地先まで | 25.6 ～ 35.3 | 73.5 |
| | | 後 | 八幡西区楠橋上方一丁目1 394番3から 八幡西区楠橋上方一丁目1 388番1地先まで | 25.6 ～ 37.9 | 73.5 |

北九州市公告第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和5年6月20日

北九州市長 武内和久

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発行為者 |
|---|---|
| 北九州市八幡西区上上津役四丁目747番1から747番11まで、748番5、748番7、765番1、765番8から765番25まで及び無番のうち | 北九州市八幡西区上上津役五丁目12番7号 株式会社 セイコー木材 代表取締役 藤井正浩 |
| 北九州市戸畑区観音寺3番1のうち | 北九州市門司区松原二丁目3番25号 奥田金属株式会社 代表取締役 原田昌直 |

北九州市交通局管理規程第4号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月20日

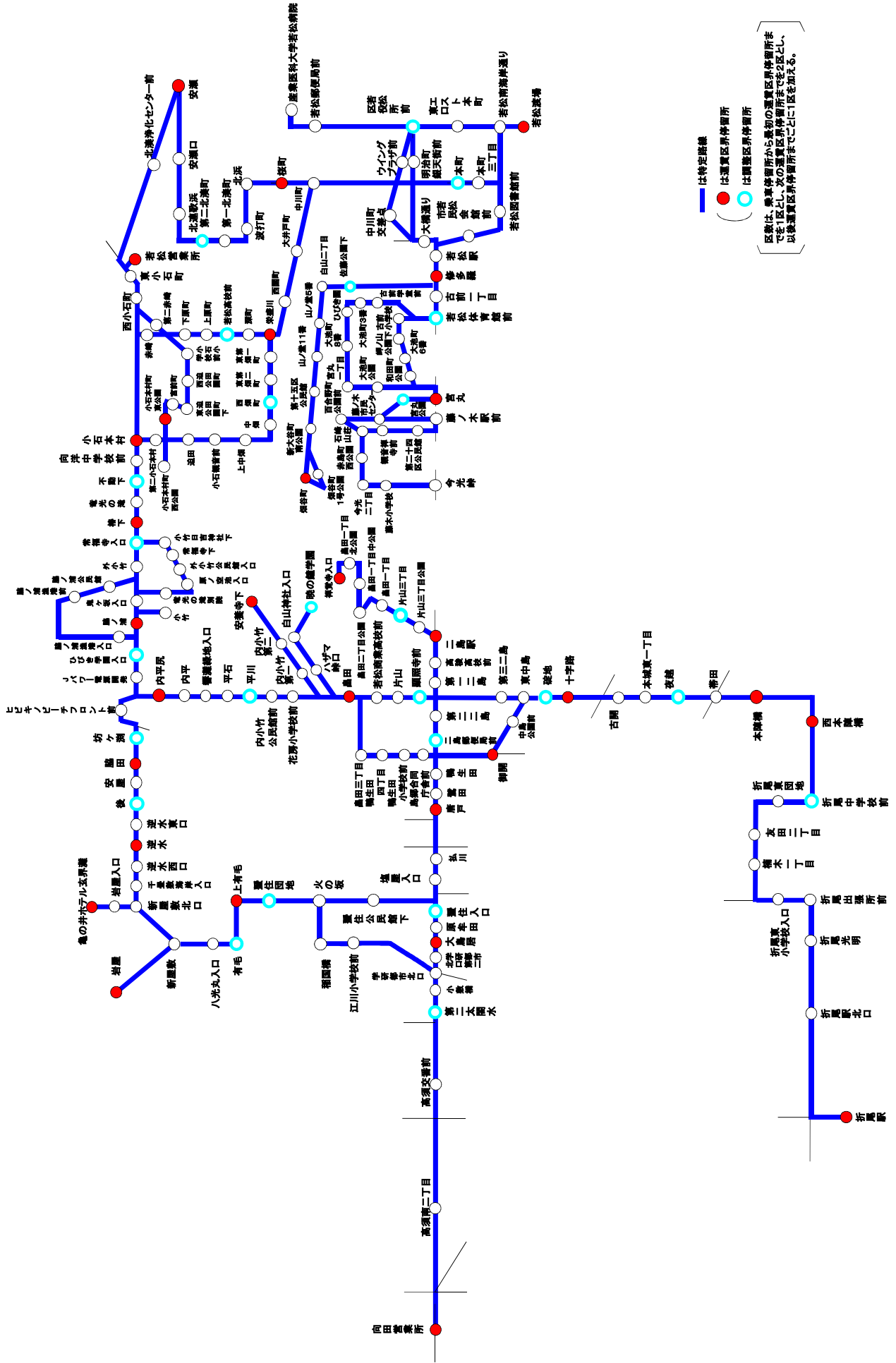
北九州市交通局長 福本 啓 二

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

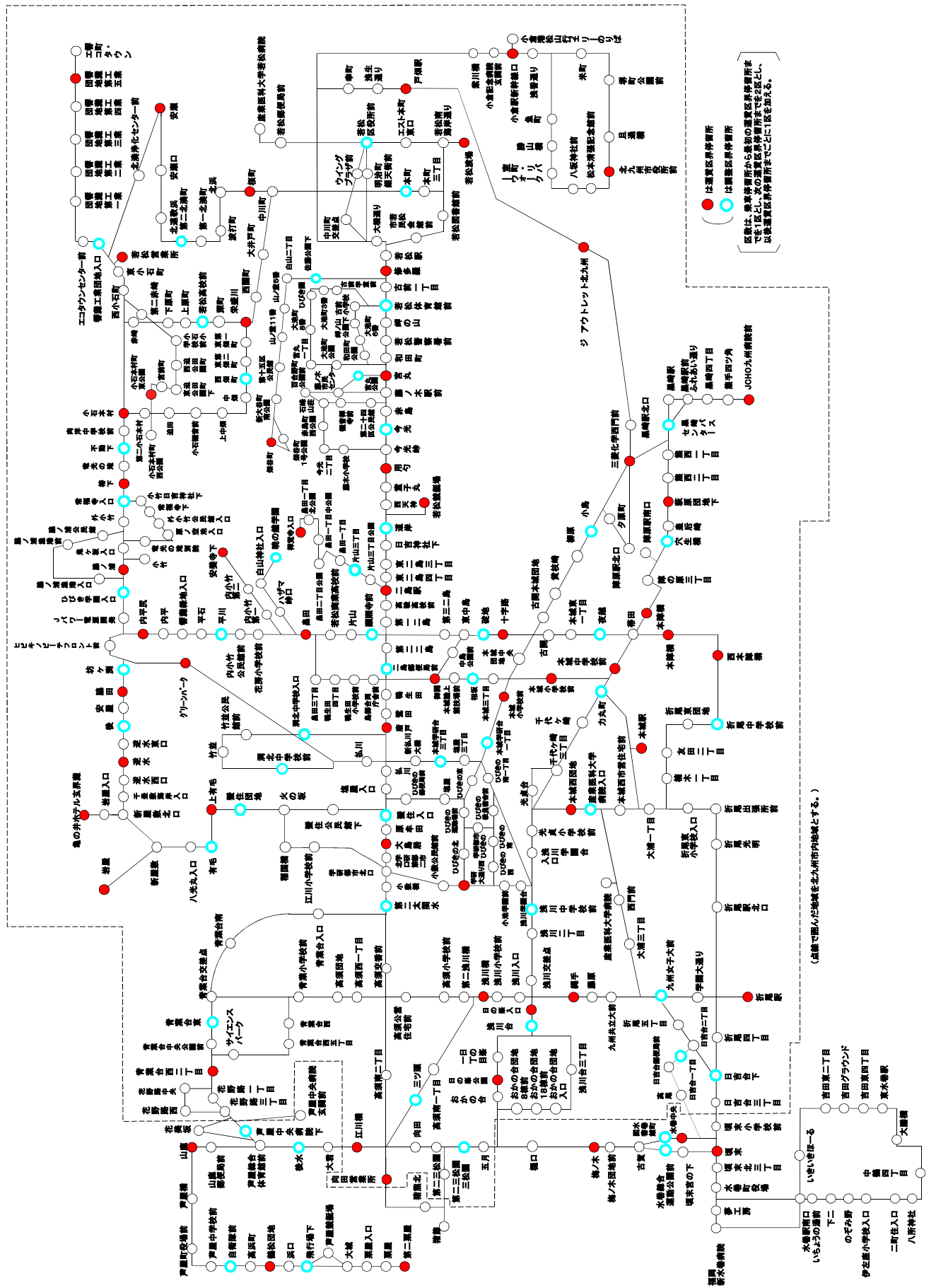
北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3の2までを次のように改める。

別表第2 (第3条の3関係)



別表第3 (第14条の2関係)



付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年7月4日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発行された乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発行されたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、旧規程の規定により発行された乗車券の取扱いについては、別に管理者が定める。